

私道への公共下水道布設要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私道へ公共下水道を布設することにより私道に面した建物の排水設備及び水洗便所の普及促進を図ることを目的とする。

(公共下水道布設の条件)

第2条 この要綱による私道は、次に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 一端が公道に接続し、かつ、その幅員が2メートル以上のもので、公共下水道を布設するのに支障がないこと。
- (2) 隣接する私道以外の土地に分筆され、区域が明確であること。
- (3) 布設しようとする公共下水道に汚水を排除すべき戸数が2戸以上あり、かつ、遅滞なく水洗便所に改造することが明らかであること。
- (4) 私道敷の土地所有者又は権原を有する者（以下「土地所有者等」という。）が、公共下水道の布設を承諾していること。
- (5) 私道敷内の公共下水道布設期間は永代であり、かつ、使用料が無償であること。
- (6) 私道敷の所有権を譲渡し、又は、賃借権その他の権利を設定する場合は、譲受人、その他権利を取得する者に対し、公共下水道の布設区分の使用を受け継がせる旨の確約ができること。
- (7) 当該私道に接し、汚水を排除しようとする土地に対する公共下水道事業受益者負担金を滞納しないこと。また、その他受益者負担金の賦課区域以外で公共下水道に接続できるものについては、受益者負担金の納付が確約できること。

(布設申請)

第3条 私道に公共下水道の布設を希望する者（以下「申請者」という。）は、申請者の中から代表者（以下「代表申請者」という。）を定め、公共下水道布設申請書（第1号様式）に次の各号に定める書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 公共下水道布設申請者名簿（第2号様式）
- (2) 公共下水道布設承諾書（第3号様式）
- (3) 私道の位置図及び土地所有者区画図
- (4) 誓約書（第4号様式）

(5) 私道の土地登記簿謄本及び公図

(6) その他市長が必要とする書類

(採否の決定)

第4条 市長は前条の申請があったときは、必要な調査を行い、申請の採否を決定し、その結果を公共下水道布設決定通知書（第5号様式）により代表申請者に通知しなければならない。

(完成後の措置)

第5条 私道敷内の公共下水道の所有権は蒲郡市に帰属し、その維持管理は蒲郡市が行う。

2 路面復旧は原形復旧とし、工事完了後の路面の維持管理は、申請者が行う。

3 新たに利用の申出者がある場合、土地所有者等及び既利用者は私道敷内の公共下水道への接続を拒んではならない。

4 土地所有者等は、当該私道の現況を変更しようとするときはあらかじめ市長と協議しなければならない。

5 私道敷内の公共下水道が不用になったとき、又は、土地所有者等若しくは利用者の都合により当該公共下水道を撤去又は布設替えをする必要が生じたときは、下水道法（昭和33年法律第79号）第16条の規定に基づき、土地所有者等又は利用者の費用負担により速やかに当該公共下水道を撤去又は布設替えをするものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の私道への公共下水道布設要綱（昭和57年4月1日）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。